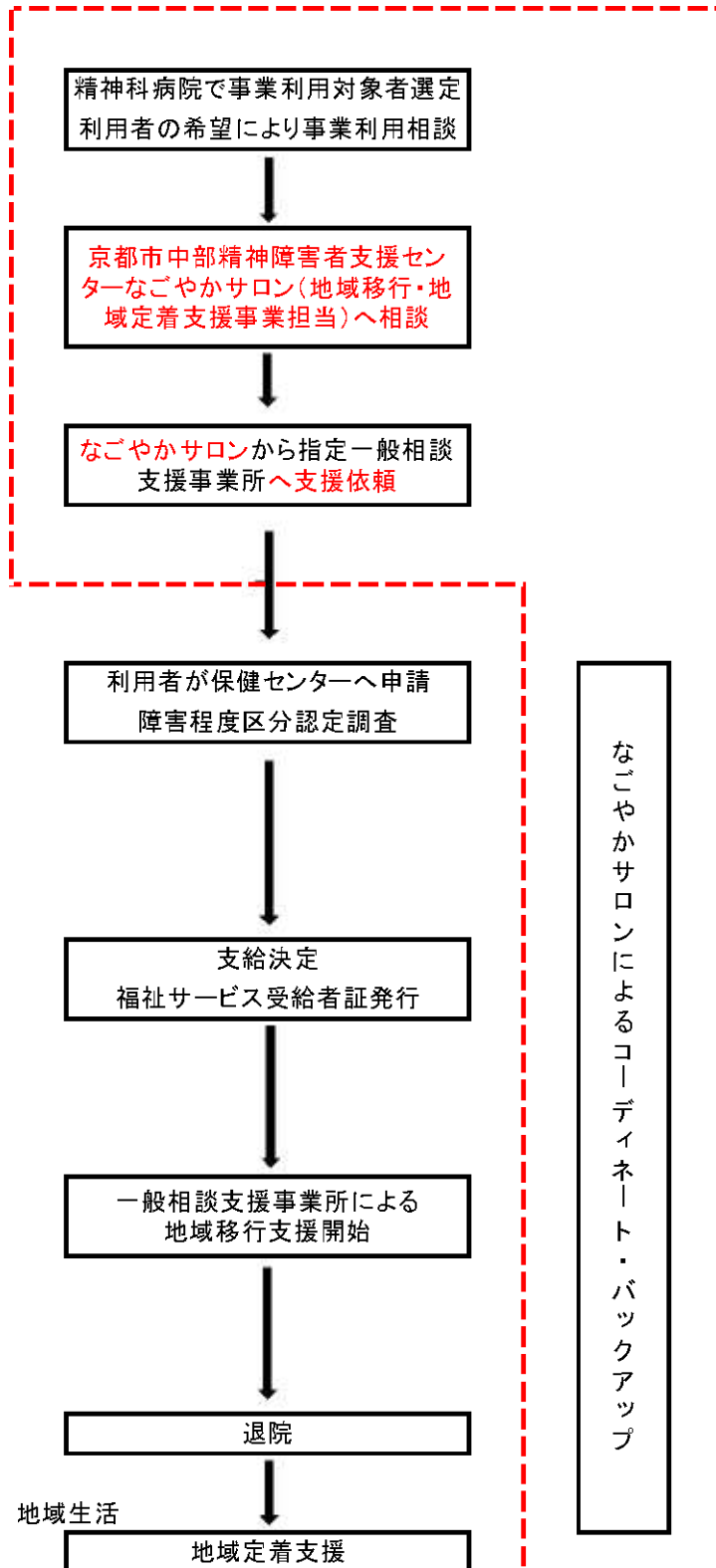


地域移行・地域定着支援事業の流れ

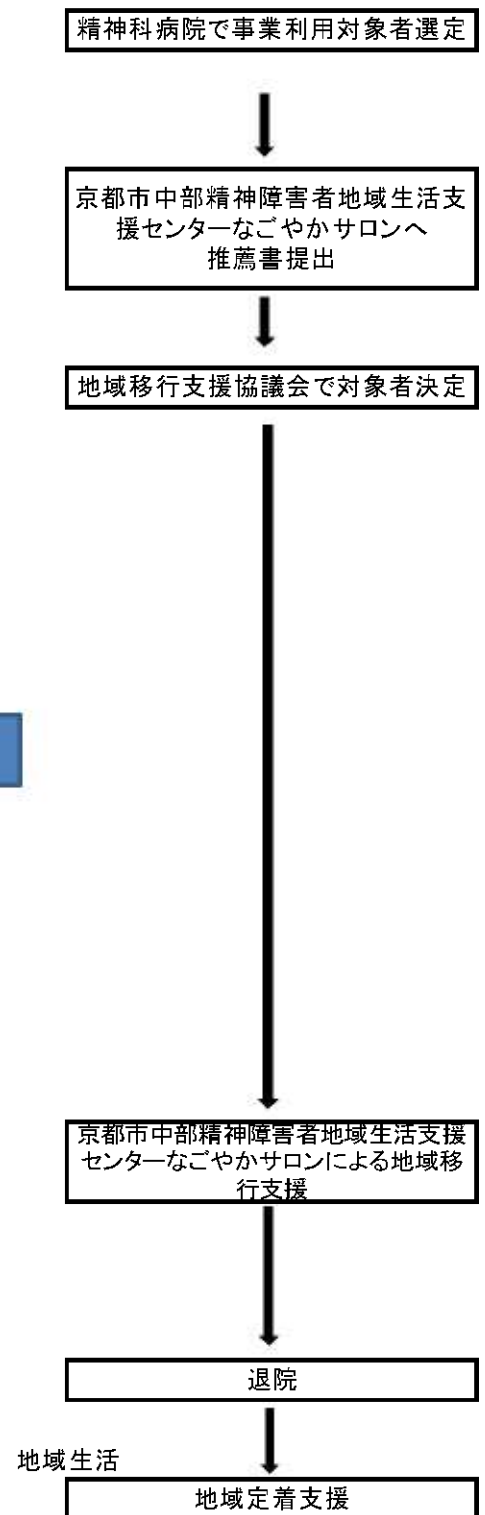
～長期に精神科病院に入院している方の退院に向けて～

資料4(別紙1)

平成24年4月～



平成24年3月まで



精神障害者地域移行支援事業(なごやかサロンに委託) ※上記の点線内

受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院支援をすすめるために、地域生活に必要な体制整備を促進する地域体制整備コーディネーターを配置し、事業の積極的な普及啓発を図り、関係機関の連携の下、精神障害者の地域生活への円滑な移行を着実に推進する。
⇒「地域移行支援・地域定着支援協議会」「実務者会議」の

「病院から地域へ」を支援します



1 精神障害者地域移行・地域定着支援事業とは

精神科病院に入院している方に対して、地域生活への移行支援並びに地域生活を継続するための支援をする事業です。

京都市においては、この事業を進めるために必要な体制を整備し、事業の普及啓発を図るための業務を京都市中部精神障害者地域生活支援センターなごやかサロンに委託しています。

2 対象者

精神科病院に入院している精神障害者のうち、直近の入院期間が長期（概ね1年以上）の方。直近の入院期間が1年未満であっても、特に支援の必要な方*も対象となります。

※ 措置入院や医療保護入院から退院する者で、住居の確保などの支援を必要とするものや支援を行わなければ入院の長期化が見込まれるものなど

3 支援の体制及び内容

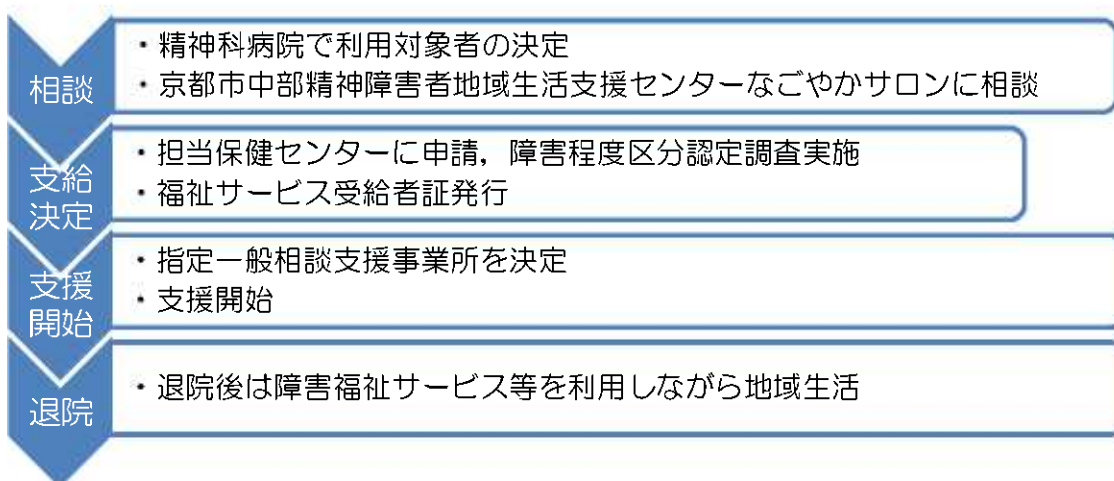
指定一般相談支援事業所の相談員が「地域移行推進員」として支援を行います。

なごやかサロンの地域移行・地域定着支援担当相談員は指定一般相談支援事業所へのコーディネートや支援におけるバックアップを行います。

4 利用方法

まずは、京都市中部精神障害者地域生活支援センターなごやかサロンにご相談ください。利用するためには、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）における福祉サービスの支給決定が必要ですので、入院中の利用希望者に対して、保健センター職員が認定調査をいたします。

【利用の流れ】



◆ 相談連絡先 ◆
京都市中部精神障害者地域生活支援センター
「なごやかサロン」
電話：075-314-0377
月・水・木・金 9:00~20:00
土・日・祝 9:00~16:00
地域移行・地域定着支援担当：山縣・田上

資料4

京都市精神障害者 地域移行・地域定着 支援事業の概要

京都市こころの健康増進センター
京都市中部精神障害者地域生活支援センターなごやかサロン

H26.2.10（月） 京都市精神保健福祉審議会

●地域移行支援事業とは・・・
入院中に利用できる障害福祉サービス

●地域定着支援事業とは・・・
退院後に利用できる障害福祉サービス



本人からの希望があれば利用できる
サービスです。

【対象者】

●地域移行支援

＊長期入院の方

長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の方。

＊1年未満の入院の方

特に支援が必要な方。措置入院や医療保護入院からの退院で、住居の確保などの支援を必要とする方や地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる方など。

【対象者】

●地域定着支援

地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる方。

＊長期入院から退院されたばかりの方

＊地域生活が不安定な方

⇒入退院を繰り返している方など

＊家族との同居から一人暮らしに移行した方

【サービス内容】**●地域移行支援**

精神科病院における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うこと。

具体的には、①病院訪問による面接②単独外出に繋げるための外出支援③障害福祉サービス事業所を体験利用する際の同行支援④一人暮らしに向けた体験宿泊を行う際の支援⑤定期的なカンファレンスの実施

●地域定着支援

地域生活を継続していくための支援を行うこと。

具体的には、①常時の連絡体制の確保②居宅訪問による必要な支援の実施③カンファレンスの実施

【利用の流れ】 別紙 1, 2 参照

- ①利用相談（※下記の相談窓口を参照）
- ②申請（※市町村）
- ③障害程度区分認定調査（※市町村）
- ④一般相談支援事業者の決定（※実務者会議）
- ⑤給付決定（※市町村）
- ⑥一般相談支援事業者との契約
- ⑦サービス利用開始

【相談窓口】

- 京都市こころの健康増進センター
- 京都市中部精神障害者地域生活支援センター
なごやかサロン

【給付決定の有効期間】

●地域移行支援

6ヶ月以内。地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月以内で更新可。

●地域定着支援

1年以内。地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年以内で更新可。

京都市圏域の現状（平成24～25年度）

❖地域移行支援利用病院数

24年度－2病院

25年度－5病院

（※3病院）

※（ ）は京都府・大阪府内の病院数

❖地域移行支援新規利用者数

24年度－2名

25年度－7名

❖地域定着支援新規利用者数

25年度－2名

❖地域移行支援の実施機関

24年度－1ヶ所

*なごやかサロン

25年度－4ヶ所

*西京（西部圏域）

*からしだね（東部圏域）

*ねっこの郷（南部圏域）

*なごやかサロン（中部圏域）

※17～23年度までは、補助金事業であったため、事業を受託していたなごやかサロン1ヶ所であったが、24年度以降は、制度化され、実施機関も拡大してきている。

H25.12.31 現在

精神障害者地域移行・地域定着支援事業について

平成 26 年 2 月 10 日

1 京都市圏域分の実績

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	* H25	合計
対象者数 (新規)	10 (10)	15 (7)	14 (8)	16 (10)	19 (9)	13 (6)	12 (6)	7 (2)	10 (7)	116 (65)
退院者数	2	4	8	3	7	5	5	3	2	39
支援終了	0	5	0	3	5	2	2	1	0	18
翌年度継続	8	6	6	10	7	6	5	3		51

* H25 年 12 月末現在

2 平成 25 年度の取り組み

1) 関係機関むけ研修会

●精神障害者地域生活支援センター勉強会（9月）

- ・各支援センターの状況を報告、共有（記録様式の工夫、センター内での対応の工夫など

●精神科病床を有する医療機関むけ勉強会（11月）

9病院（いわくら・北山・川越・音羽・長岡・西山・洛南・宇治おうぼく）参加

- ・院内に対象者はまだまだおられるが、事業の受け入れ可能人数はどれくらいか？様子をみながら相談している。
- ・障害者地域生活支援センターは忙しそうだが状況がわからないので、利用相談をする前にもう少し病院で支援した方がよいのだろうか？他の病院はどうしているか？
- 事業を活性化していくためにはどんなケースを対象にあげていったらよいか？情報交換したい。
- ・退院の意思が固まってない人への支援をしてもらえるとありがたい。

●関係機関むけ研修会（平成 26 年 2 月 18 日実施予定）

【対象】 医療機関、障害者地域生活支援センター、保健センター等

【目的】 ①医療機関からの研修会への参加率を高める

②関係機関同士の顔の見える関係づくり

③事業周知・事業利用の促進

【内容】 講義「京都市における精神保健福祉医療の現状について」

実践報告「地域生活支援センターからの活動報告」

グループワーク「医療機関と地域が連携するために自分たちができること」

2) ピアサポート活動

ピアサポーターの育成及び活用を継続して行い、長期在院者にむけて働きかける。

●ピアサポーター養成講座

【内容】地域移行支援事業利用者を対象に、養成講座を開催

●OT プログラムでの交流

【内容】退院支援プログラムを行っている病院へ出向き、患者さんとの交流を図る。

●ピアサポーター勉強会

【内容】活動を振り返り、悩みなどを共有する中でスキルアップに繋げていく。仲間同士での交流を図る。

●ピアサポートについて大学での講義

【内容】花園大学・京都ノートルダム女子大学にて、ピアサポーターの体験談の発表

3) 実務者会議の活性化

平成 24 年度以降、障害者地域生活支援センター及び精神科病院の参加が増え、いろいろな立場から事業のすすめ方を検討することができるようになってきている。

●入院患者むけパンフレット作成

●精神科病院の事業担当窓口の整理

4 課題

- 1) 精神保健福祉法改正により医療保護入院者の退院による地域生活への移行を促進するための体制が精神科病院に求められる。このことにより、より一層精神科病院と地域との連携が必要になると考えられる。今後も引き続き、精神科病院や相談支援事業所等の関係機関むけの研修を実施し、連携を密にしていく。
- 2) 平成 24 年 4 月 1 日より地域移行支援・地域定着支援が個別給付化され、支援利用には支給決定が必要となった。精神障害の特性から退院の意思が固まり、支給申請を行うまでの支援が不可欠だが、支給決定前の支援は障害福祉サービスの報酬には算定されないため、相談支援事業所の負担となっている。
- 3) 地域定着支援を必要とする利用者は相当数いると思われる一方で、実際に事業を担う事業所は少ない状況にある。24 時間の連絡体制や緊急時の訪問体制はハードルが高く、事業所運営の観点からも、困難さは継続している。
- 4) 平成 26 年度より委託相談支援事業所がすべて 3 障害対応となる。事業を担う相談支援事業所の拡大を図るために、引き続き事業の周知と新たに支援をする事業所へのバックアップを実施していく。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の概要

資料6

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針（大臣告示）の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う。

1. 法案の概要

(1)精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定

厚生労働大臣が、精神障害者の医療の提供を確保するための指針を定めることとする。

(2)保護者制度の廃止

主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定を削除する。

(3)医療保護入院の見直し

①医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等（＊）のうちのいずれかの者の同意を要件とする。

＊配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。該当者がいない場合等は、市町村長が同意の判断を行う。

②精神科病院の管理者に、

- ・医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（精神保健福祉士等）の設置
- ・地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）との連携
- ・退院促進のための体制整備

を義務付ける。

(4)精神医療審査会に関する見直し

①精神医療審査会の委員として、「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」を規定する。

②精神医療審査会に対し、退院等の請求をできる者として、入院者本人とともに、家族等を規定する。

2. 施行期日

平成26年4月1日（ただし、1.（4）①については平成28年4月1日）

3. 検討規定

政府は、施行後3年を目途として、施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方、医療保護入院者の退院を促進するための措置の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。